

須崎市介護認定調査支援システム導入業務
仕様書

令和6年8月13日

須崎市介護保険課

1. 業務の名称

須崎市介護認定調査支援システム導入業務（以下、「本業務」という。）

2. 導入の背景及び目的

本市では、新たな要介護（要支援）認定の申請の割合が多く、申請から認定結果を通知するまでの所要日数が介護保険法で定める30日を超えるケースも見られる。

認定調査は専門性が必要かつ手作業による書類作成業務も多いが、調査員の増員が難しく認定調査員の負荷増大が大きな課題となっている。

これらの状況に鑑み、本市では、介護認定調査支援システムを導入することにより、認定調査票作成事務等の効率化を図り、要介護認定調査結果を正確かつ公平かつ迅速に通知することを目的とする。

3. 基礎情報

- ①本市介護認定者数(令和6年3月現在) 1,439人
- ②本市職員が実施した調査件数(令和5年度) 1,115件
- ③認定調査員数 4人

4. システムの概要

本システムは、当市認定調査員が認定調査時及び待機時間等にタブレットを使用し、調査項目や特記事項を入力するためのシステムである。本市が導入している介護保険システム（NEC社製：COKAS-R/ADⅡ介護保険システム）（以下「介護保険システム」という。）から申請者情報を取り込み、認定調査員はタブレット端末を用いて認定調査及び調査項目、特記事項の入力・作成を行う。作成されたデータは、後述の仕様に基づき、認定ソフト2021（総合型）SP1に転送する。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から 令和7年3月31日 まで

6. 納期及びスケジュール

契約締結日の翌日から令和7年1月1日までに本システムを導入し、令和7年3月1日から本稼働させることを前提にスケジュールを策定し、本市と協議の上、決定すること。

7. 調達の範囲

本業務における調達範囲は、以下のとおりとする。

ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本調達に必要不可欠と判断される事項については、本調達の範囲に含むものとする。

(1) 認定調査支援システム

調査対象者の管理や認定調査時に使用するタブレット端末にて動作する認定調査支援システムを提供すること。

(2) ソフトウェア

本業務に必要なその他のソフトウェアを提供すること。

(3) ハードウェア

本業務に必要なハードウェアを提供すること。

(4) セキュリティ

本業務に必要なセキュリティ対策を行うこと。

(5) 構築・運用・保守

構築・運用・保守に係る役務等を提供すること。

8. 運用形態

本業務におけるシステムの提供形態は、クラウド、オンプレミス、スタンドアロン等、いずれの運用形態でも提案可能とする。ただし、クラウド形式の場合は、インターネット環境がない地域や施設においては調査データを端末等に保管可能とすること。

また、認定調査依頼時および調査票提出時においてデータ管理システムと、外部媒体等で連携を行うことができること。

9. 仕様

前述の「7. 調達範囲」に含まれる各項目の仕様については、以下のとおりとする。満たせない項目がある場合には提案書にその旨を明記すること。

(1) 認定調査支援システム

項番	仕様
1	認定ソフト2021版インタフェースに対応したデータの申請者情報の取込み機能を有すること。(NCI201様式)
2	要介護要支援認定における認定調査票の項目をすべて網羅していること。なお、複数選択を許容する項目は複数選択できるとし、複数選択が許容されない項目は複数選択ができないこと。
3	タッチペン等による手書き・キーボード入力ができること。
4	スワイプ操作について、タッチパネルでの操作が円滑にできること。
5	特記事項について、定型文の使用が可能であること。
6	特記事項について、定型文の追加・修正・削除が可能であること。
7	調査項目の選択について、保留機能があること。
8	調査項目によらず、自由にメモ書きできること。
9	特記事項を音声で入力でき、文字データに変換して登録できること。

項番	仕様
10	認定調査結果を、認定ソフト2021版インタフェースに対応した様式で出力できること。
11	入力した特記事項を認定ソフト2021（総合型）で取り込める形式で出力できること。
12	入力した特記事項を印刷できること。
13	調査対象者について、被保険者番号、申請日、調査予定日、氏名を元に絞り込みすることができること。
14	調査対象者を一覧表示でき、被保険者番号順、氏名のカナ順に並び替えができること。
15	利用者ごとのユーザID、パスワードを保持し、操作が許可された者のみ使用できるセキュリティ機能があること。
16	調査員の訪問調査スケジュールの管理機能を有し、調査予定日や調査員ごとに調査スケジュールを表示できること。
17	調査対象者情報に、日程調整の連絡先等の情報を追記することができること。
18	厚生労働省より提示されている訪問調査の判断基準を表示できること
19	調査項目間の登録内容に対して不整合がある場合、警告を表示できること。
20	基本調査結果を登録中に一次判定警告が発生した場合、その内容が表示されること。
21	調査が保留となった対象者について保留できること。また、保留解除となった場合は保留解除できること。
22	個々の端末ごとにデータのバックアップ機能を有すること。また、バックアップデータから復元できること。

(2) ソフトウェア

本業務に必要なその他のソフトウェアを提供すること。

(3) ハードウェア

以下の仕様を満たすハードウェアに、本業務に必要なソフトウェア等を設定した上で提供すること。

①認定調査用タブレット端末（入力用端末）

項番	項目	仕様
1	台数	4台
2	OS	iOS、Android、Windowsいずれも可とするが、発注時点で最新のバージョンを適用すること。
3	ディスプレイサイズ	10インチ以上
4	ストレージ容量	64GB以上
5	その他	バッテリー駆動時間は8時間以上とすること。

項番	項目	仕様
6	備品および周辺機器	<p>通常の使用条件下において必要とされる以下の備品および周辺機器について用意すること。</p> <p>(1) 電子タッチペン OSに合わせた純正品とし、本体もしくはケースへ装着が可能であること。同等品可)</p> <p>(2) キーボード OSに合わせた純正品とする。(同等品可)</p> <p>(3) 液晶保護フィルム のぞき見防止機能を有するものとする。</p> <p>(4) タブレット端末保護ケース</p> <p>(5) タブレット端末持ち運び用ケース 肩掛けケース等の持ち歩き紛失防止対策が可能であること。</p> <p>(6) 充電アダプタおよびUSBケーブル</p> <p>(7) その他、導入するタブレット端末の付属品</p>

②データ管理システムとの連携に必要なデータ連携用端末

データ受渡し用端末として、以下と同等もしくはそれ以上のハードウェアを導入し、システムを利用できる環境を整備すること。

項番	項目	仕様
1	台数	1台
2	介護保険システム連携	連携にあたっては、外部媒体等による連携が可能であること。
3	認定調査用タブレット端末連携	タブレット端末との連携については、有線・無線いずれも可とする。
4	セキュリティ	盗難防止策として、執務室デスク等に装着可能なセキュリティワイヤをデータ連携用端末の台数に合わせて調達すること。
5	ディスプレイサイズ	15インチ以上
6	その他	端末のほかに機器やケーブル等が必要な場合は、合わせて調達すること。

③その他

①の認定調査用タブレット端末と②データ連携用端末を有線にて接続する場合は、必要な機器及びケーブルを調達すること。

(4) セキュリティ

以下のセキュリティ要件を満たすシステムを提供すること。

項番	仕様
1	定められた暗号通信回線のみ無線接続可とすることが可能であること。(公衆無線LANや自宅 Wifi,Bluetooth等の業務無関係のネットワークに接続させないこと)
2	インターネットに接続する場合は、WEBフィルタリング等により閲覧できるWEBページの制御が可能であること。
3	業務外の目的によるアプリケーションのインストールや利用ができないよう制限することが可能であること。
4	個人情報については、データベース暗号化を実施すること。
5	盗難、紛失時等のセキュリティ対応についてマニュアルを備え付けること。
6	その他通常業務で想定されるセキュリティ要件を満たしていること。

(5) 構築・運用・保守

構築・運用・保守は、次のとおりとする。具体的な作業範囲は、本市と協議したうえで行うこととする。なお、記載のない作業であっても本業務に必要な作業がある場合は提案し、本業務の範囲とすること。

①実施計画書作成

契約締結後14日以内に、スケジュール、構築作業概要、プロジェクト管理方法、プロジェクト体制・会議体、進捗管理・情報共有の方法等を記載した業務実施計画書を提出すること。

②要件定義・設計

設計、開発に必要な要件定義等の調整会議を行うこと。

③システム設定

本仕様書等に示す要件を満たすシステムを構築するに当たり必要となる要件定義、設計及びシステム設定を行うこと。

④導入、調整及びテスト

本システムに必要なソフトウェア等の導入、調整、システム等のネットワーク設定、環境設定、初期設定、パラメタ設定等システム稼働に必要な設定を行い、各種テストを行うこと。

⑤データ連携

既存介護保険システムと認定調査対象者情報および認定調査結果情報を連携する仕組みを構築すること。

⑥運用支援

機能検証、データ検証の支援を行うこと。必要に応じてレベルアップ作業を行うこと。

⑦職員研修の実施

適切な回数、内容の操作研修を実施すること。

⑧プロジェクト管理

構築作業が適切に行われるように定期的な会議の開催、議事録の作成、進捗管理、作業遅延対応、懸案事項の調整及び資料作成等の管理を行うこと。

また、本市及び提案事業者で情報共有が図られる手段を講じること。

⑨前項①～⑧の付帯作業

10. 納入物件

①本システム一式

②ソフトウェア等

本システム稼働に特別なソフトウェア等が必要となる場合には、必要な台数のライセンスを提供すること。（必要数については提案事業者の裁量とするが、運用保守に支障のない数とすること。）

③各種設定資料（紙媒体1部、電子媒体1部）

本システム、機器、データ連携機能、その他業務で調達した物件に関する本市における設計・定義・設定資料を提出すること。

④操作説明書（紙媒体1部、電子媒体1部）

本システム、データ連携機能、その他業務で調達した物件に関する本市における説明書を作成すること。

⑤作業報告書等（紙媒体1部、電子媒体1部）

11. その他

- ・受注者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこと
- ・本市が必要と認め、指示した事項については、その都度協議のうえ適切に対応すること。
- ・端末のキッティング、納品および回収にかかる経費は受注者の負担とし、当該委託

料に含めること。

- 受託者は、本事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。
- 本仕様書に定めのない事項または仕様書について疑義が生じた事項については、本市と協議の上対応すること。
- 納品物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同じ。）は、受託者又は第三者がパッケージ等として従前から著作権を有している場合を除き、本市による代金の支払いと引き換えに、本市に転移するものとする。